

令和8(2026)年度第1回県南地域医療構想調整会議

令和8(2026)年度第1回県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議

次 第

日時：令和8（2026）年9月2日(水)

午後7時00分～8時30分

場所：小山庁舎4階大会議室・WEB

1 開 会

2 議 題

(1) 議長選任

(2) 今後の地域医療構想の進め方について【資料1】

(3) 構想区域の見直しについて【資料2】

(4) 外来医療計画8期後期計画策定について 【資料3】

(5) かかりつけ医機能について 【資料4】

(6) その他

・病床機能移転計画について【資料5】【非公開】

・病床数適正化支援事業について【非公開】

3 閉 会

(資料一覧)

【資料1】 今後の地域医療構想の進め方について

【資料2】 構想区域の見直しについて

【資料3】 外来医療計画第8期後期策定について

【資料4】 かかりつけ医機能について

【資料5】 病床機能移転計画について

【参考資料】 R8 病床数適正化緊急支援事業について

県南地域医療構想調整会議委員名簿（～令和9（2027）年3月31日）

令和8（2026）年8月10日現在

区 分		団 体 名	役職名	氏 名	備考
1	郡 市 医 師 会	一般社団法人 下都賀郡市医師会	会 長	横山 孝典	
2	郡 市 医 師 会	一般社団法人 小山地区医師会	会 長	佐山 雅昭	
3	地 区 歯 科 医 師 会	一般社団法人 下都賀歯科医師会	副 会 長	清野 栄治	
4	地 区 歯 科 医 師 会	一般社団法人 小山歯科医師会	会 長	大友 文雄	
5	地 区 薬 剤 師 会	一般社団法人 栃木地域薬剤師会	会 長	武本 順也	
6	地 区 薬 剤 師 会	一般社団法人 小山薬剤師会	会 長	伊沢 泰直	
7	看 護 協 会 地 区 支 部	公益社団法人 栃木県看護協会	栃木地区支部長	高岩 和枝	
8	看 護 協 会 地 区 支 部	公益社団法人 栃木県看護協会	小山地区支部長	青木 千江美	
9	地域の病院等を代表する者 （私）	獨協医科大学病院	病 院 長	麻生 好正	
10	地域の病院等を代表する者 （私）	自治医科大学附属病院	病 院 長	川合 謙介	
11	地域の病院等を代表する者 （私）	一般財団法人 とちぎメディカルセンター	代表理事理事長	北澤 正文	
12	地域の病院等を代表する者 （公）	地方独立行政法人 新小山市民病院	病 院 長	佐田 尚宏	
13	地域の病院等を代表する者 （有）	医療法人藤沼医院	理 事 長	藤沼 彰	
14	地域の病院等を代表する者 （有）	医療法人社団章仁会 船田内科歯科医院	理 事 長	船田 隆	
15	地区老人福祉施設協議会	一般社団法人 栃木県老人福祉施設協議会	理 事	片山 久雄	
16	地区老人保健施設協会	一般社団法人 栃木県老人保健施設協会	理 事	小松原 利英	
17	介護従事者確保関係団体	特定非営利活動法人 とちぎケアマネジャー協会	理 事	久保田 悦子	
18	住民・患者を代表する者	栃木市女性団体連絡協議会	会 長	柳田 和子	
19	住民・患者を代表する者	上三川町女性団体連絡協議会	会 長	鈴木 美恵子	
20	保険者（保険者協議会の 推薦のある者）	東京鐵鋼健康保険組合	常 務 理 事	津久井 誠	
21	管 内 市 町	栃木市	保 健 福 祉 部 長	寺内 均	
22	管 内 市 町	小山市	保 健 福 祉 部 長	福原 円	
23	管 内 市 町	下野市	健 康 福 祉 部 長	荻原 剛	
24	管 内 市 町	上三川町	健 康 福 祉 課 長	柴 光治	
25	管 内 市 町	壬生町	住 民 福 祉 部 長	伊澤 隆	
26	管 内 市 町	野木町	町 民 生 活 部 長	舘野 宏久	
27	学識経験者（大学教授等）	国際医療福祉大学	副学長 医療福祉 学 部 長 教 授	新井田 孝裕	
28	健康福祉センター（保健所）	県南健康福祉センター	参 事 兼 所 長	大原 智子	
29	健 康 福 祉 セ ン タ ー	栃木健康福祉センター	所 長	寺内 由幸	

県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議構成医療機関

栃木地区

	医療機関の名称	種別	市町
1	星風会病院星風院	病院	栃木市
2	とちぎメディカルセンター しもつが	病院	栃木市
3	とちぎメディカルセンター とちのき	病院	栃木市
4	中野病院	病院	栃木市
5	西方病院	病院	栃木市
6	獨協医科大学病院	病院	壬生町
7	大平下病院	病院	栃木市
8	おおひらレディースクリニック	診療所	栃木市
9	整形外科メディカルパパス	診療所	栃木市
10	藤沼医院	診療所	栃木市
11	クララクリニック	診療所	壬生町
12	多島外科胃腸科	診療所	壬生町

小山地区

	医療機関の名称	種別	市町
1	小山厚生病院	病院	小山市
2	小山整形外科内科	病院	小山市
3	光南病院	病院	小山市
4	新小山市民病院	病院	小山市
5	杉村病院	病院	小山市
6	星野病院	病院	小山市
7	南栃木病院	病院	小山市
8	石橋総合病院	病院	下野市
9	小金井中央病院	病院	下野市
10	自治医科大学附属病院	病院	下野市
11	新上三川病院	病院	上三川町
12	野木病院	病院	野木町
13	リハビリテーション花の舎病院	病院	野木町
14	朝日病院	病院	小山市
15	小山富士見台病院	病院	下野市
16	リハビリテーション翼の舎病院	病院	小山市
17	樹レディースクリニック	診療所	小山市
18	小山クリニック	診療所	小山市
19	小山すぎの木クリニック	診療所	小山市
20	さくらのクリニック	診療所	小山市
21	すずき整形外科	診療所	小山市
22	関根整形外科医院	診療所	小山市
23	船田内科外科医院	診療所	小山市
24	やまなかレディースクリニック	診療所	小山市
25	まきた眼科石橋院	診療所	下野市
26	国分寺さくらクリニック	診療所	下野市
27	中央クリニック	診療所	下野市
28	都丸整形外科	診療所	下野市
29	和田マタニティクリニック	診療所	下野市

県南地域医療構想調整会議設置要綱

(設 置)

第1条 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の14の規定に基づき、県南地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、「県南地域医療構想調整会議」(以下「調整会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 調整会議は、委員35名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県南健康福祉センター所長が委嘱する。

- (1) 地域の医療関係団体等の代表
- (2) 地域の介護福祉関係団体等の代表
- (3) 学識経験者
- (4) その他地域の関係機関・団体の代表

(任 期)

第4条 委員の任期は3年以内とする。ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

(議 長)

第5条 調整会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出し、調整会議の進行にあたる。

(会 議)

第6条 調整会議の会議は、県南健康福祉センター所長が招集する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部 会)

第7条 必要に応じて調整会議に部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 調整会議の事務局は、県南健康福祉センターに置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、県南健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から実施する。

この要綱は、平成30(2018)年8月7日から実施する。

この要綱は、令和6(2024)年9月13日から実施する。

県南地域医療構想区域病院及び有床診療所等会議設置要綱

(設 置)

第1条 県南地域の医療提供体制を確保することを目的に、地域医療構想の実現に向けた協議等を行うため、県南地域医療構想調整会議設置要綱第7条の規定に基づき、「県南構想区域病院及び有床診療所等会議」（以下「病診会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 病診会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域医療構想に掲げる将来の目指すべき医療提供体制の協議等に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組 織)

第3条 病診会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 病院長、有床診療所長及び事務長
 - (2) その他関係機関・団体の代表
- 2 病診会議は、栃木地区及び小山地区において組織し、各地区は次に掲げる市町の範囲とする。
- (1) 栃木地区 栃木市、壬生町
 - (2) 小山地区 小山市、下野市、上三川町、野木町

(議 長)

第4条 病診会議に議長を置く。

- 2 議長は、県南地域医療構想調整会議の議長又は議長が指名した者が務める。

(会 議)

第5条 病診会議の会議は、県南健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第6条 病診会議の事務局は、県南健康福祉センターに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、病診会議の運営に関し必要な事項は、県南健康福祉センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30（2018）年8月7日から実施する。